

合併協議会開催

平成15年1月31日(金) 午後1時30分
小松町石鎚山ハイウェイオアシス

報告された事項

□報告第16号 新市建設計画策定小委員会報告

平成15年1月14日(火)に開催された第5回小委員会について報告がありました。

委員 人口推計では減少傾向を示しているが、20年後の目標人口を約12万人として増加を示している。人口を増加させるための具体的な計画はあるのか。

委員長 前回の小委員会では審議していない。今後の審議の中で必要な検討を行いたい。

協議された事項

□協議第8号 条例・規則等の取扱いについて(継続)

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整することが提案されました。

〈調整の分類〉

1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要がある

もの。

2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要のあるもの。

4 失効するもの。
原案のとおり確認されました。

□協議第9号 慣行の取扱いについて(継続)

慣行の取扱いについては、次のとおり提案されました。

1 市章については、合併後新たに定める。

2 市民憲章については、合併後新たに定める。

3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥色については、合併後必要に応じで定める。

4 市の歌については、合併後必要に応じで定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。

5 都市宣言等については、合併後調整する。
原案のとおり確認されました。

□協議第10号 地方税の取扱いについて

次のとおり提案され、審議の結果、継続審議となりました。

2市2町で差異のある税制については次のとおり取り扱うものとする。

1 個人市民税の均等割の税率については、**※1 地方税法第310条**の規定により、2、500円とする。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町の例による。

※1 地方税法第310条(個人の均等割の税率)

個人市民税の均等割の標準税率は、次の表に掲げるとおりとする。

市 町 村	税 率
(1) 人口50万人以上の市	年額3,000円
(2) 人口5万以上50万人未満の市	年額2,500円
(3) (1)、(2)以外の市、町、村	年額2,000円

2 **※2 個人市町民税の普通徴収**に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町の例による。

※2 個人市町民税の普通徴収に係る納期比較表

納 期	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町
第1期	6月1日～同30日	6月1日～同30日	6月16日～同30日	6月1日～同30日
第2期	8月1日～同31日	8月1日～同31日	8月1日～同31日	8月1日～同31日
第3期	10月1日～同31日	10月1日～同31日	10月1日～同31日	10月1日～同31日
第4期	1月5日～同31日	1月1日～同31日	1月1日～同31日	1月1日～同31日

3 **※3 法人市民税の法人税割の税率**については、西条市、東予市の例(制限税率14・7%)による。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町の例による。

※3 固定資産税の納期比較表

納 期	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町
第1期	4月1日～同30日	4月1日～同30日	4月16日～同30日	4月1日～同30日
第2期	7月1日～同31日	7月1日～同31日	7月1日～同31日	7月1日～同31日
第3期	9月1日～同30日	9月1日～同30日	12月1日～同25日	12月1日～同25日
第4期	12月1日～同27日	12月1日～同25日	2月1日～同末日	2月1日～同28日

4 **※4 固定資産税の納期**については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町の例による。